

八雲町スポーツ合宿誘致推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿（以下「合宿」という。）誘致事業を通し、交流人口の拡大による地域の活性化及び町民のスポーツに関する意識醸成と競技力の向上を図るため、八雲町内で合宿を行う町外の各種スポーツ団体に対して行う支援について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 町外の学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ技術向上を目的に練習、研修等を行うために宿泊することをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法による営業許可を受けた宿泊施設。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、八雲町内で合宿を行うスポーツ団体とする。ただし、教育長が特に認めるときは、この限りでない。

(支援対象合宿)

第4条 支援の対象となる合宿は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 合宿期間中に町内の体育施設等を利用すること。
- (2) 町内の宿泊施設に宿泊すること。
- (3) 1回の合宿において、連続した宿泊日数が2泊以上かつ延べ宿泊人数20名以上で行うものであること（顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー等を含み、保護者、付添人は含まない。）。ただし、大会やイベント等への参加に伴う宿泊及び前後泊に係る宿泊日数は除く。なお、複数のスポーツ団体が、同一行程で合同合宿を行う場合は、それぞれのスポーツ団体を支援対象者とし、当該スポーツ団体の延べ宿泊人数及び宿泊日数で算定するものとする。
- (4) 営利を目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象外とする。

- (1) 国、都道府県その他地方公共団体から助成を受けているとき。
- (2) 政治または宗教活動を目的としているとき。
- (3) 暴力団関係者であるとき。
- (4) 公の秩序または善良の風俗を乱す恐れのあるとき。

(支援対象期間)

第5条 支援の対象期間は、利用日が当該年度の4月1日から3月31日までの期間とする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 輸送に関する支援

(ア) 新千歳空港または函館空港と宿泊施設間の送迎

- ① 10名以上の北海道外の団体に限る。
- ② 高速道路を利用する場合の料金は自己負担とする。

(イ) 練習の際に必要な町内移動用車両の貸与

- ① 貸与車両は、1団体につき1台とする。
- ② 貸与期間は、合宿開始日から終了日までの期間とする。
- ③ 別途、自動車保険に加入するものとする。
- ④ 使用可能区域は、八雲町内に限る。ただし、町外への使用が必要となる場合は、教育委員会の承認を受けること。
- ⑤ 貸与車両で事故を起こした場合は、団体の責任にて当該事故等を処理する。
- ⑥ 燃料代は支給しない。
- ⑦ 車両返却時は、燃料を満タンに補充して返却すること。

(2) スポーツ施設の使用に関する支援

(ア) 町の公共体育施設を使用する場合の使用料の減免

- ① 減免率は、2泊50%、3～4泊75%、5泊以上100%とする。
- ② ナイター照明料金の減免は行わないこととする。

(3) 宿泊に関する支援

(ア) 宿泊施設の詳細情報を提供する

(支援の申請)

第7条 前条の支援を受けようとするスポーツ団体は、八雲町スポーツ合宿支援申請書(様式第1号)を利用日の2週間前までに、教育長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第8条 教育長は、前条の規定による支援申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援を決定したときは、八雲町スポーツ合宿支援決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交流事業実施の要請)

第9条 教育長は、支援決定団体に対し、合宿期間中に町民との交流事業の実施を求めることができる。

2 支援決定団体は、次に掲げる一つ以上の項目を選択し、実施に努めるものとする。

- (1) 練習の一般公開（見学、練習解説等）
- (2) 青少年競技者への技術指導（練習会、講習会等の開催等）
- (3) 町内競技団体指導者との交流（監督、コーチ等への指導、交流会の開催等）
- (4) 訪問交流（小中学校等への訪問等）

3 教育長は、前項各号の実施に関し、謝礼等の経費を支払わないものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。